

高齢者世帯等

高齢者世帯等とは、次の（１）・（２）・（３）・（４）のいずれかに該当する世帯のことで、公営住宅では月額所得額が158,000円を超えていても、259,000円以下の方であれば申込みできます。

（１）申込者本人が60歳以上で、同居者すべてが60歳以上である世帯

（２）高等学校修了前とされる年齢（18歳まで）の子どもがおられる世帯

（３）申込者とその配偶者（内縁関係及び婚約者を含む。）のみからなって、そのうち、いずれかが40歳未満である世帯 ※令和7年4月1日からの適用

（４）申込者本人又は同居者のうち、下記のいずれかに該当する方がおられる世帯

①身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が１級から４級までに該当する方、又は同程度の障がいがある方

②精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が１級もしくは２級に該当する方、又は同程度の障がいがある方

③療育手帳（認定カード）の交付を受けている方で、障がいの程度がＡもしくはＢ１に該当する方、又は同程度の障がいがある方

④戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が恩給法別表第１号表ノ２特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３の第１款症に該当する方

⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

⑥海外引揚者の方で、引き揚げから５年を経過していない方

⑦ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所に入所されていた方